

判決年月日	平成24年4月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（ネ）第10089号		

○ 作成すべき画像のイメージを記載した大学教授作成の絵コンテやメモによる具体的指示に基づき作成された画像の著作権は、本件各画像の基本的な構成を決定し、その後の具体的な作成作業を主導的に行った当該教授である

○ 書籍中の画像を複製して掲載する箇所の記述の最終的な内容を著作権者自身が確認し、了承することをもって、利用を許諾する条件としていた場合において、一方的に決めた期限までに著作権者から返事がなかったのに、その最終的な確認をとることもなく、書籍を発行した行為が、複製権及び譲渡権の侵害に当たるとされた事例

（関連条文）著作権法2条1項1号，2号，19条，20条，21条

本件は、控訴人が、控訴人各画像が掲載された書籍を発行及び頒布した行為は、本件各画像に係る被控訴人の著作権（複製権，譲渡権）及び著作者人格権（同一性保持権，氏名表示権）の侵害に当たる旨主張して、①著作権法112条1項に基づき、控訴人各画像を削除しない控訴人書籍の発行又は頒布の差止めを、②同条2項に基づき、控訴人書籍からの控訴人各画像の削除を求めるとともに、③不法行為に基づく損害賠償として、400万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、被控訴人の請求のうち、上記①②をいずれも認容し、上記③を50万円及び遅延損害金の支払の限度で認容し、その余の請求を棄却した。そこで、控訴人がこれを不服として控訴した。

本判決は、以下のとおり本件控訴を棄却した。

「著作権法上の保護の対象となる著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項1号）であり、ここでいう「創作的」に表現したものといえるためには、厳密な意味で独創性が発揮されたものであることは必要ではなく、作者の個性が表現されたもので足りるというべきである。…本件各画像は、いずれも、思想又は感情を創作的に表現したものであり、学術又は美術の範囲に属するものであって、著作権法上の著作物に当たるものといえることができる。」

「本件各画像は、本件マンモスの研究に関する被控訴人の記者会見の場におけ

る説明用の素材として作成されたものであり、作成すべき画像のイメージを記載した被控訴人作成の絵コンテに基づき、また、その後も、本件各画像の作成過程でプリントアウトされた作成途上の画像に修正すべき箇所やその内容を指示した被控訴人のメモによる具体的指示に基づき、被控訴人及び本件スタッフによって作成されたものである。本件スタッフは、いずれも被控訴人が所長を務める本件研究所に勤務し、被控訴人の指示を受ける立場にある者であることに照らすと、本件各画像の基本的な構成を決定し、その後の具体的な作成作業を主導的に行った者は被控訴人であって、本件スタッフは、被控訴人の指示の下で、作業を行った補助者であったものと認めるのが相当である。したがって、被控訴人は、本件各画像を創作した者であって、その著作者であるものと認められる。」

「本件画像と控訴人画像とは、本件画像が有する創作性のある表現上の特徴的部分の色彩以外の部分において同一性を有するものであって、控訴人画像から本件画像の表現上の本質的特徴を直接感得することができるものといえるから、控訴人画像は、本件画像を有形的に複製したものであることができる。」

「被控訴人は、控訴人書籍中の本件各画像を複製して掲載する箇所の記述の最終的な内容を被控訴人自身が確認し、了承することをもって、利用を許諾する条件としていたものであることができる。」

しかるに、控訴人は、平成19年5月から同年8月までの折衝がその後途切れて約2年が経過した平成21年8月末ころになって、控訴人書籍を同年9月末に発行する予定であるとして、最終のグラ刷り原稿を送付し、被控訴人がこれを点検する期限を同月2日ころまでと一方的に決め、かつ、その期限までに被控訴人から返事がなかったのに、その最終的な確認をとることもなく、同年10月に控訴人書籍を発行したものであって、被控訴人による最終記事内容の確認という条件が成就したことを認めるに足りない。

そうすると、被控訴人が本件各画像の利用を許諾したということとはできない。

以上によれば、控訴人各画像は、いずれも被控訴人の許諾なく、本件画像を複製したものと認められるから、控訴人が控訴人各画像を掲載した控訴人書籍を発行及び頒布する行為は、被控訴人が本件各画像について有する著作権（複製権、譲渡権）の侵害に当たるものと認められる。」

「本件画像における色彩及び色調の明暗は、その創作性を基礎づける重要な表現要素の一つであるから、著作者の許諾なくカラー画像である本件画像を白黒画像にするとともに、明暗を反転させる改変を行うことは、著作者の意に反する改変（著作権法20条1項）に当たるものである。」